

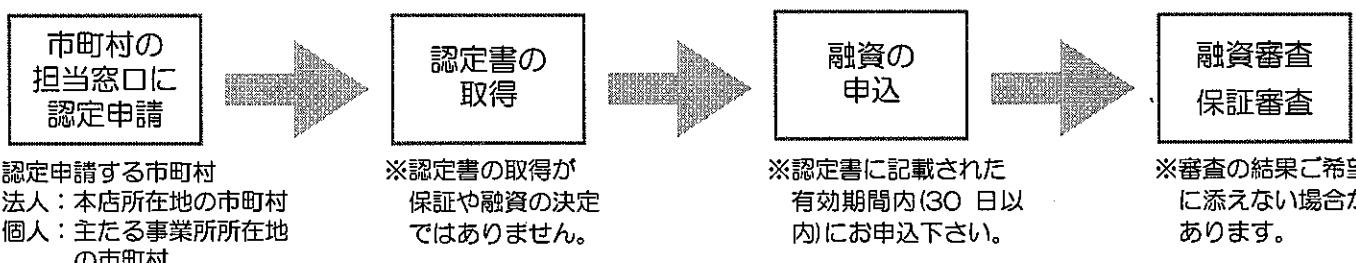
# 資金繰り円滑化支援緊急資金

原材料価格の高騰に加え、世界的な金融危機・株価下落・円高等により経営環境が悪化し、事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業の皆様を支援するため、セーフティネット5号認定を活用した融資制度を創設いたしました。

制 度 名	資金繰り円滑化支援緊急資金
対 象 者	中小企業信用保険法第2条第4項第5号(セーフティネット5号)の認定を受けた中小企業者【主な要件】・国の指定業種に該当し、次の1~3のいずれかに該当する者 1) 売上高等が3%以上減少 2) 売上原価に一定割合を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇 3) 売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少
融資限度額	4,000万円 (運転資金は月商の概ね3ヶ月分の範囲内)
保証割合	100% (責任共有制度対象外)
資金用途	運転資金、設備資金 ※認定を受けた指定業種に係る事業資金に限られる場合があります。
融資期間	10年以内 (据置期間1年以内を含む)
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	年1.7% (固定)
信用保証料率	年0.4%~年0.8%
担保保証人	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 法人代表者以外は原則として不要です
取扱期間	平成20年11月19日~平成21年3月31日

この他にも、利用できる融資制度が多数ございます。裏面の県中小企業制度融資一覧表をご覧ください。  
セーフティネット5号認定を受けている場合、利率・信用保証料率は責任共有外利率となります。

## 資金繰り円滑化支援緊急資金ご利用の流れ



申し込み先 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

# おもてなし処整備支援資金

観光関連産業の一層の活性化を図り、自然美や歴史・文化など島根県の魅力を高めるため、施設設備の改裝やソフト事業の実施などに必要となる資金について、県制度融資において低利・長期のメニューを創設いたしました。

制度名	おもてなし処整備支援資金
対象者	観光施設の整備等を行う中小企業者又は組合であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの (1)しまね観光立県条例の趣旨を踏まえ、市町村の地域振興計画や観光振興計画等に位置づけられる事業であり、地域の観光振興に資するものとして市町村長が推薦する事業を行うもの (2)商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること
融資限度額	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円
資金用途	設備資金 運転資金（観光施設の魅力アップにつながるソフト事業経費等）
融資期間	設備資金 15年以内（据置期間2年以内を含む） 運転資金 7年以内（据置期間2年以内を含む）
返済方法	元金均等分割返済
融資利率	責任共有利率 年1.85%（固定） 責任共有外利率 年1.70%（固定）
信用保証料率	年0.40%～年1.70%
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人	法人代表者以外は原則として不要です
取扱期間	平成21年2月2日～平成24年3月31日

この資金の他にも、利用できる県制度融資が多数ございます。裏面の県中小企業制度融資一覧表をご覧ください。なお、セーフティネット5号認定を受けている場合、融資利率・信用保証料率は責任共有外利率・保証料率となります。

## おもてなし処整備支援資金ご利用の流れ

融資の申込

推薦書の取得

融資審査  
保証審査保証承諾  
融資実行

※推薦書作成申請  
→申請する事業の実施  
所在市町村に申請

※審査の結果ご希望  
に添えない場合が  
あります。

申し込み先 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>